

警報・特別警報発令時の臨時閉館について

風水害等における閉館基準

○次の警報が東海市に発令中は臨時閉館とします。

暴風警報
暴風雪警報
いずれかのレベル5 特別警報
レベル4 大雨危険警報
大津波警報

○発令に伴う利用料の取扱い

利用料は、上記警報が発令中の時間枠に利用予定で、
利用されなかった場合に限り全額還付となります。

○警報解除後の取扱い

- ・ 午前8時30分までに解除の場合：午前9時から開館
- ・ 午前12時までに解除の場合：午後1時から開館
- ・ 午後5時までに解除の場合：午後6時から開館

※なお、被害状況等により時間は変更となることがあります。